

互助会について

互助会の概要

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会は、地方自治の振興に協力するとともに、滋賀県内市町村等の職員の福祉の増進を図り、もって市町村行政の円滑、かつ、能率的な運営に寄与し、住民の福祉の向上に資することを目的としています。

互助会を組織する市町等

栗東市／甲賀市／野洲市／湖南市／高島市／米原市／日野町／竜王町／愛荘町／豊郷町／甲良町／多賀町／滋賀県市町村職員退職手当組合／公立甲賀病院組合／彦根市犬上郡営林組合／大滝山林組合／滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合／中部清掃組合／甲賀広域行政組合／湖東広域衛生管理組合／愛知郡広域行政組合／彦根愛知犬上広域行政組合／滋賀県市町村職員研修センター／八日市布引ライフ組合／湖北地域消防組合／滋賀県後期高齢者医療広域連合／地方独立行政法人公立甲賀病院／滋賀県市町村職員共済組合／滋賀県町村会／滋賀県町村議会議長会／一般財団法人滋賀県市町村職員互助会

会員

会員は、互助会を組織する市町村等の職員で次の者としします。

- 滋賀県市町村職員共済組合の組合員（短期組合員等及び継続長期組合員は除く。）、そのほか理事会で認めた者
※ 短期組合員等にあつては、所属所が認めた場合加入できます。

会員資格

市町村等の職員となった日に会員の資格を取得し、次のいずれかに該当した日から会員の資格を喪失します。

※ 短期組合員等にあつては、共済組合の組合員となった日から会員の資格を取得します。

- 共済組合の組合員でなくなったとき
- 互助会の組織団体でない共済組合の組織団体へ転出したとき

掛金率・負担金率

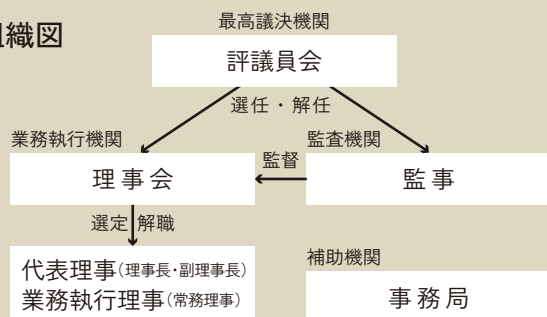
掛金	標準報酬月額 $\frac{3.6}{1000}$ （令和6年3月31日までは $\frac{3.3}{1000}$ ）	負担金	標準報酬月額の総額の $\frac{2.7}{1000}$
----	--	-----	-------------------------------

※ 育児休業、介護休暇（1時間を単位とする休暇を除く。）又は休職（無給休職に限る。）による休業期間中の掛金は、申出により免除されます。

互助会の機関

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会は、その業務を運営するために、次のような三つの機関が設けられ、それぞれ役割を分担して業務が円滑、かつ、適正に行われるようになっています。

組織図



構成

組織	定数	任期
評議員	20名以上34名以内	4年
理事	4名以上7名以内	2年
監事	2名以内	4年